

## 運送約款の一部変更について

当社の一般貸切旅客自動車運送事業運送約款に一部変更が生じたので、ここに掲示します。

### 第十九条 （運賃及び料金の精算）

新	旧
当社は、運行行程の変更その他の事由（回送区間における当日の道路状況その他の当該区間における事由を除く）により運賃又は料金に変更が生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づいて、運賃又は料金の追徴又は払戻しの措置を講じます。	当社は、運行行程の変更その他の事由により当該運送に係る運賃及び料金に変更が生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づいて、運賃及び料金の追徴又は払戻しの措置を講じます。

令和6年4月1日